

霧島市子ども医療費助成条例の一部改正について

霧島市子ども医療費助成条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月24日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

霧島市子ども医療費助成条例（平成17年霧島市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、かつ、市町村民税非課税世帯に属するもの。

第2条第3項及び第4条第2項中「属し、かつ、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を「属する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の霧島市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(提案理由)

子ども医療費の助成対象者及び同助成に係る現物給付方式の対象者を、住民税非課税世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡充するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。